

厚生常任委員会

平成26年3月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	伴 吉晴	飯高 昭二
中西 議長		

2. 欠席委員

吉野 俊明

3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 長 補 佐	安藤 容子	国 保 医 療 課 長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
同 課 長 補 佐	鎌田 裕之		

4. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、伴委員。

委員長 皆さんおはようございます。吉野委員から欠席の連絡が入っております。辻副委員長につきましては、もう間もなく到着の予定となっておりますので、ただいまから厚生常任委員会を開会させていただきます。ただちに本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小林委員、伴委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案について議題とさせていただきます。（1）議案第1号 斑鳩町空き地の適正管理に関する条例についてを議題といたします。

なお、各課報告事項の（1）斑鳩町空き地の適正管理に関する条例施行規則につきましては、本条例とその施行規則で関係がございますので、合わせてご説明をお願いいたします。

理事者の説明を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策 それでは、議案第1号 斑鳩町空き地の適正管理に関する条例につき
課長 まして、ご説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

環境対策 本議案につきましては、去る平成25年12月10日に開催をされま
課長 した当委員会におきまして、骨子案として、条例創設の基本的な考え方

をお示ししておりましたものにつきまして、今回、条例として上程をさせていただきます。

条例の内容につきましては、議案書の後ろから2枚目の要旨をもってご説明をさせていただきます。

近年、管理不十分な空き地につきまして、火災や犯罪の危険性、生活環境悪化に関する相談や問い合わせが増加しております。

町におきましては、空き地管理台帳を作成し、毎年、複数回、現況調査を行い、管理が不十分であった場合には、所有者等に適正に管理するよう申し入れ等を行っておりますが、なかには、その申し入れに応じていただけない所有者等も存在をいたします。

そこで、空き地を適正に維持保全するための所有者等の責務を明らかにし、管理不十分な状態の空き地の所有者等に対し、助言や指導、勧告及び命令を行うことを規定する本条例を制定することで、適正な維持保全を強く促し、これをもって広く町民の生命、健康、財産の保護を図り、良好な生活環境の維持・形成を目指すものであります。

主な制定内容であります。 (1) 目的、第1条関係では、本条例の目的を定めております。

(2) 対象となる空き地、第2条関係であります。①空き地とは、現在、人が使用していない土地、または人が使用していても相当の空閑地を有し、人が使用していない土地と同様の状態にあると認められる土地をいいます。

②管理不全状態ではありますが、アとして、樹木の繁茂、害虫その他の動物の繁殖により、周囲の生活環境の保全に支障をおよぼすおそれのある状態。

イとして、不特定の者に侵入され、火災、犯罪等を誘発するおそれのある状態。

ウとして、廃棄物の不法投棄を誘発するおそれのある状態。

エとして、周辺的美観を著しく害する状態。これらのいずれかの状態にあるときは、管理不全状態と規定をしております。

次に、(3) 所有者等の責務、第3条関係でございますが、空き地の

所有者等は、空き地が管理不全状態とならないように、自らの責任で適正に管理しなければならないとしております。

(4) 助言または指導、第4条関係では、町長は、空き地が管理不全状態にあると認めるとき、または管理不全状態になるおそれのあるときは、空き地の所有者等に対しまして、不全状態を解消するための必要な措置について助言または指導することができる。

また、(5) 勧告、第5条関係では、町長は、助言または指導を行った後も、なお管理不全状態にあると認めるときは、空き地の所有者等に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

さらに、(6) 命令、第6条関係では、町長は、空き地の所有者等が勧告に従わない場合で、空き地が著しく管理不全状態にあるときは、空き地の所有者等に対し、期限を定めて不全な状態を解消するために必要な措置を講じるよう命令することができる。など、助言または指導、勧告、命令について規定をしております。

次に、(7) 公表、第7条関係であります。町長は、命令を受けた者が正当な理由なく、命令に従わなかったときは、空き地の所有者等の氏名、住所、空き地の所在地、命令の内容を公表できると定めております。

(8) 代執行、第8条関係では、町長は、所有者等が命令に従わない場合や措置を行っても管理不全状態が解消しない場合、行政代執行法に基づき、不全な状態を改善し、命令を受けた所有者等から費用を徴収することができることを規定をしております。

次に、(9) 緊急安全措置、第9条関係であります。町長は、助言または指導を行った場合において、空き地の状態が著しく不全な状態にあり、人の生命、身体または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、所有者等の同意のもと、必要最低限の措置を講じ、所有者等から費用を徴収することができることを規定をしております。

次に、(10) 立入調査、第10条関係であります。町長は、必要に応じて空き地に立ち入り、その状態、管理の方法、措置の内容等を調査できることとしております。

(11) 委任、第11条関係では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとしております。

次に、施行期日であります。この条例は、平成26年、本年4月1日から施行することとしております。

なお、制定条文の説明につきましては、省略をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いをいたします。

以上で、議案第1号 斑鳩町空き地の適正管理に関する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、各課報告事項(1) 斑鳩町空き地の適正管理に関する条例施行規則につきまして、議案第1号と関連いたしますので、引き続きご説明させていただきます。

資料②におきまして、斑鳩町空き地の適正管理に関する条例施行規則をお示ししておりますので、末尾の要旨をもって、ご説明をさせていただきます。

本規則につきましては、今回、上程をしております斑鳩町空き地の適正管理に関する条例の制定にあたりまして、その施行に必要な事項を定めるため、制定するものであります。

主な制定内容であります。 (1) 趣旨、第1条関係では、本規則の趣旨を定めております。

次に、(2) 勧告、第2条関係、(3) 命令、第3条関係につきましては、それぞれ、勧告書は第1号様式、措置命令書は第2号様式といったように、様式について定めたものでございます。

次に、(4) 公表、第4条関係では、条例第7条第2項の規定により、公表に対して、所有者等が意見を述べる場合の書式については、第3号様式とすることを定めるとともに公表につきましては、斑鳩町公告式条例に規定する掲示板への掲示及び町のインターネットのホームページへの掲載により、行うことを規定しております。

次に、(5) 戒告書及び代執行令書、第5条関係であります。

条例第8条の規定による行政代執行は、戒告書の様式を第4号様式に、代執行令書は、第5号様式により行うことを規定をしております。

次に、(6)緊急安全措置の手続き、第6条関係であります。条例第9条第1項または第2項の規定により、所有者等の同意を得る内容は①緊急安全措置の実施概要、②緊急安全措置の概算費用、③所有者等の費用負担、④その他町長が必要と認める事項と規定しているところがあります。

次に、施行期日であります。本規則は、平成26年、本年4月1日から施行することとしております。

なお、制定条文の説明は、省略させていただきます。

以上で、各課報告事項(1)斑鳩町空き地の適正管理に関する条例施行規則のご説明とさせていただきます。

委員長

ご苦労様です、関連する事項として、今、議案第1号、そしてまた各課報告事項がございます施行規則について説明を受けました。これらにつきまして、なにか委員の方で質疑、意見などがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員

1点目でね、対象となるところをだいたい件数押さえてあるのか、それと特にどこが、例えば造成地の団地とか多いのかなという気もしますけど、その辺のところどういうふうには押さえておられるのか。

委員長

栗本環境対策課長。

環境対策
課長

平成26年の2月末現在におきまして、町内で101箇所の空き地を確認をしております。うち、89箇所につきましては少なくとも本年最低1回は雑草の除去を行った、あるいは定期的に雑草の除去を行うだろう、適正に管理をされておりますけども、12箇所につきましては、今年度最低2回は申し入れ書を送付をしておりますけども、町からの申し入れにに応じていただけない状態であります。この12箇所のうち住宅密集

地は7箇所、住宅に隣接はしてませんが、近くに民家があるといった場所が3箇所、周辺に住宅がないといった場所が2箇所となっているところであります。

辻委員

特に、この7箇所については住宅密集地ということですから、大変迷惑されている、その辺のどこまた、条例施行する時、またよろしく願います。それともう1つ、空き家も総務でされますけども、空き家のところの庭のところは大変木が、もともと庭木植えてあるやつが、そのままということ、当初は以前までは、できるまでは環境対策課でいろいろ指導もしていただいてましたけども、今回そういうこともありますので、またこれ総務の方でお願いしておきますけども、できたら空き家の方も早急にしてもらって、その辺の管理、特に空き家の場合は、元々庭の繁茂がかなり住宅の密集ですので、迷惑がかかっているというところも多いですので、その辺のところ今後いつごろまた、担当以外ですけども、空き家の条例されると聞いてますけども、いつ頃になりますか、その辺よろしく。

委員長

乾総務部長。

総務部長

空き家の関係につきましては、総務課の方で担当させていただいてるんですけども、この空き家の関係につきましては、高齢化に伴いまして、増えてきているという状況でございます。当然空き地と同じように、防犯、防災、それから生活環境、それから景観の関係もございますので、そういった関係で来年度庁舎内で職員によるプロジェクトチームを編成いたしまして、この空き家対策について条例制定に向けて検討してまいりたいと思います。その中で国においても、この空き家の対策の関係の法律をこれから検討されるということ聞いておりますので、また国の動向も見極めながら条例制定に向けてやっていきたいと考えております。

辻委員

空き家自体やなしに、私言っているのは、その周辺の、庭の手入れの

不足ということで、それがかなり近所に迷惑かかっているという感じがしますので、それまたできたらそういうのも含めながら、家だけやなしに、その庭もお願いします。

総務部長 当然、今も条例は制定しておりませんが、指導というか、お願いというかたちで文書も送らせていただいております。当然家もそうですし、雑草もそうですし、植栽ですね、関係も適正に管理していただくよというということで、今も文書ではお願いしてる状況でございますので、また条例を制定させていただいたら、この空き地と同じような形で、どういう形になるかちょっとあれですけども、同じような形でまた指導をしていけるような形で、条例を制定していきたいと考えております。

辻委員 またその辺もよろしくお願いたします。特に同じ町内ですけども、並松町内で空き家も、空き地も増えてきておりますし、今後空き地も増えてきますし、所有者が町外、自治会以外の人ですので、町内会以外の方が多いので、またよろしくお願いたします。それと、続いて7条のところ、公表を行うということで、命令に従わない場合は公表するという中で、氏名、住所と空き地の所在地と書いてますけども、本来調べようと思ったら法務局で調べられますけども、町が直接公表するというので、個人情報保護法に、その関係でなんか抵触しないのかなという気もしますけども、調べられることは法務局とか地番で所有者はわかりますけども、町が直接掲示板とか、ネットで公表するというのも、その辺のちょっと心配してますねんけども、その辺の対応はどうですか。

環境対策課長 一応、この条文で公表することができるということで定めておりますので、個人情報に抵触するということはないということです。

辻委員 その辺の対応、よろしくお願いたします。

委員長 他になにかございますでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 先ほど要旨の内容の中に、所有者等に対して適正に管理する申し入れを町側としては、前向きにいろいろといただいているんですけども、まあ、しかしながらその状況の中で、応じていただけないというのが、あるということでおっしゃられているんですけども、よければその理由というのがどうであるのかということについてお伺いしたいと思います

環境対策課長 応じていただけない理由につきましては、はっきりしたところは把握はしておりません。申し入れ書を送付をさせていただく、普通郵便の場合は返ってくることはないんですけども、悪質な場合、簡易書留であるとか、配達記録で送付するんですけども、その時はだいたい受け取りを拒否されるのか、また、郵便局で預かったものを期限までに取りに来なくて戻ってくるのか、どちらかわかりませんが、戻ってくるケースが多いのは事実でございます。理由まで把握できてないのが現状でございます。

飯高委員 そういうことから今回こういう条例が制定されるということになったんですけども、各家々によっては、いろんな状況が考えられます。この条例にのっとなって進められていくと思いますけども、状況等も十分把握しながらですね、適正にあたって頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 他にございますでしょうか。 伴委員。

伴委員 今、説明の中に、というか回答の中に、7箇所住宅地内、7箇所が全然応じていただけない状況だということなんですけど、これは自治会の方から町の方に相談がたぶんあったん違うかなと思いますけども、これだいたい5年から10年ぐらい継続してこういう状況が続いているような、7箇所の状況は、そういう状況なんですかね。

環境対策課長 この7箇所はここ3年間以上、まったく雑草の除去などをされてい
ない箇所であります。

伴委員 立ち入りという時には、自治会と事前に相談していただいて、でない
となんかこう人が来てはんなとなりますので、ひとつよろしくお願
いいたします。以上です。

委員長 他にございますか。 宮崎委員。

宮崎委員 今ちょっと1つ思い出したんですけども、これ、管理者と持ち主さん
別々のときは、管理者さんのほうに勧告書なり通告するんですけども、
借主さんが別の人だとしたら、そんな場合は所有者さんからの相談はち
ゃんのってあげられるのかと思ったんですけども。

環境対策課長 まず当町が送付を、申し入れ書を行いますのは所有者さんであります。
所有者さんからご相談があればいろんなケースに応じて、対応はさせて
いただきますけども、まず所有者の責務として対応していただくという
のが本意であると思います。

委員長 他にございますか。 小林委員。

小林委員 事務的な流れを教えてくださいんですけども、いろんなケースバ
イケースで対応されると思うんですけども、一般的に問題意識を発見さ
れてから、どれぐらいの期間をあけてきっちりと勧告書なり命令書なり
をどういう期間で手続きを粛々と進めていかれるのか、お聞きしたいと
思います。

環境対策課長 一応、指導から代執行まで至までの日数でありますけども、まず住民
の方から空き地に雑草が繁茂しているという情報がありましてから現地

を確認いたしまして、まず助言や指導を行いますけども、この日数につきましては、特別な期限を設けておりませんので、一般的には3週間から1ヶ月は猶予期間が必要ではないかと考えます。その後何ら措置されない場合は、勧告、命令といったこととなりますが、命令につきましては、条例で15日以内に履行、期限を設けておりますので、勧告につきましても、少なくとも15日程度は必要ではないかというふうに考えております。そして命令に従わない場合、その事実を公表するわけですが、所有者等から意見を聞く機会も与えるというふうに定めておりますので、命令の期限が超過して公表の告知をしてから実際の公表まではだいたい1ヶ月程度は必要ではないかというふうに考えております。そして公表してから代執行の手続きに入りますけども、行政代執行法に基づきましても、期限を定めて戒告書を送付するという事で法律では相当の履行期限を定めて戒告書を送付することとなっておりますので、こちらも条例で定めている命令と同じように15日程度の猶予は必要ではないかということで、最低でも助言、指導から6ヶ月程度はそういう手続きに必要で、それから代執行をするというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。他に委員さんの方で何かございますか、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようでしたら私の方から1点だけ気になることがあるので、お聞きしたいと思います。

代執行、緊急安全措置、町が今回条例を制定して行うことができるようになりました。ここで、費用を徴収することになるんですけども、この費用の徴収ですね、どんなふうな徴収の仕方になるのか、ということもあるんですけど、それとまあ行政代執行法で基づくやり方の場合と、緊急安全措置の場合は事前にね、予算などもいってやらんといかんとなっ

てますから、相手さんの理解度も違うのかなというふうには思うんですが、この費用、もし、なかなか徴収できない場合なんかは、どんなふうになっていくのかなと、その悪質な方、12件とかいらっしやる中で、受け取り拒否とか、郵便物の受け取り拒否などがある状況の中で、それは斑鳩町の住民さんのために代執行していただくのはもっともいいことなんですけども、ただし、費用の徴収についてはね、ちょっと気になる点なんですけど、その辺のところについては、どんな処置の仕方になってくるのかちょっとお聞きしておきたいと思うんですが。

環境対策
課長

まず、緊急安全措置につきましては、双方同意をしたうえで、実施をさせていただきます。同意書という書面で交わすのが基本であると考えているんですけども、危険の度合いにもよりますけども、郵送でのやりとりが余裕がないときでもできるだけメールであるとか、FAXで緊急安全措置については口約束にならないように務めていきたいというふう考えております。そして代執行の場合は、町で実施をした後、納付書を送付して納付していただくわけですけども、それに応じていただけない場合には最終的には差し押さえということも考えられるんですけども、この条例に基づいて各地にいろいろ代執行の状況を聞きますと、代執行した事例は、今調べた限りではないということで、この条例を定めることによって、強く維持保全が図られるものと町としても期待をしているところで、これの周知に努めてまいりたいと考えているところです。

委員長

わかりました。そうですね、そういう紛争というのもあまりよろしくないんで、まあ、こういうふうに町はできますよということをお知らせして所有者の皆さんには管理に努めて頂けるように啓発していく、こういうことが大事だと思います、町の姿勢としてこういうものを持つということで、また担当としては大変だろうと思いますが、また今後も努力をしていただけるようお願いいたします。

他に、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

それではこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第1号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(2) 議案第4号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。寺田国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第4号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

本補正予算につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定と、この確定に伴います国庫、県支出金の補正、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の確定、そして、今回の予算補正において生じた財源を、歳入欠かん補てん収入に充当する補正となっております。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

それでは、歳入予算の補正についてご説明申し上げます。

第2款 国庫支出金 第1項 国庫負担金では、第1目 療養給付費等負担金で、本負担金の算定に用いられます医療給付費にかかる保険基

盤安定繰入金の確定により31万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第2項 国庫補助金では、第1目 財政調整交付金で、国庫負担金と同様の理由により、8万8千円の増額補正をお願いしております。

次に、第5款 県支出金 第2項 県補助金では、第1目 財政調整交付金で、国庫支出金と同様の理由により、医療給付費分普通財政調整交付金8万8千円を増額補正をお願いするものでございます。

次に、6ページをお開きいただきますでしょうか。

第8款 繰入金 第1項 他会計繰入金 第1目 一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定により、4,187万9千円の減額補正をお願いするものであります。

その内訳は、第1節 保険基盤安定繰入金で297万4千円の減額、第4節 財政安定化支援事業繰入金では121万5千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第10款 諸収入 第2項 雑入 第7目 歳入欠かん補填収入で、本予算補正から生じた財源を、歳入欠かん補填収入で調整することとしたことから、576万円を増額補正させていただくものであります。7ページをご覧くださいませでしょうか。

続きまして、歳出予算についてでございます。

はじめに、第2款 保険給付費についてでございます。

第1項療養諸費では、第1目 一般被保険者療養給付費で、国庫・県支出金の増及び繰入金の減による財源振替をお願いしております。

次に、第3目 一般被保険者療養費では、国庫・県支出金の増及び繰入金の減による財源振替をお願いをしております。

第2項高額療養費では、第1目 一般被保険者高額療養費で、国・県支出金の増による財源振替をお願いしております。

8ページをお開きいただけますでしょうか。

第3款 後期高齢者支援金等 第1項 後期高齢者支援金等では、第1目 後期高齢者支援金で、繰入金の減による財源振替をお願いをしております。

次に、第6款 介護納付金 第1項 介護納付金では、第1目介護納付金で、繰入金の減による財源振替をお願いをしております。

最後に第7款 共同事業拠出金 第1項 共同事業拠出金 第1目高額医療費共同事業拠出金では、高額医療費共同事業拠出金の確定により、241万3千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第2目 保険財政共同安定化事業拠出金では、保険財政共同安定化事業拠出金の確定により、447万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

国保医療課長 申し訳ございません。先ほど6ページのところですが、お開きいただけますでしょうか。

第8款の繰入金のところ、私4,187万9千円の減と申し上げましたけども、申し訳ございません、418万9千円の減額です。申し訳ございませんでした。

以上で、議案第4号 平成25年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議をたまわり、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。何かございますか。 辻委員。

辻委員 まず1点だけ、ちょっと私検査行ったら70歳で1割ということでされてますけども、4月から2割になるという人、勘違いされていて、19年生まれの方が4月から2割ということで、従来からもらっている方は1割でいけるってということで、広報してもらってますけども、この方

がかなり4月から2割になるねんということで、慌てて検査行かれる方がたまに見受けられますけども、その辺の日はありませんけども、その辺はどんな状況かなと思って、わかりますか。

国保医療
課長

70歳から74歳の方の医療費の窓口負担の関係でございます。この4月から以降に70歳になられる方につきましては、窓口負担が現在の法律では本則2割となっておりますけども、4月以降は2割、本則どおり2割に戻ります。すでに70歳を超えられている方につきましては、1割と3割と、軽減措置というか、特例措置で運用しておりますけども、委員申されますように、うちの窓口におきましても、電話におきましても、そういった問い合わせは確かにございます。そうした混乱を避けるためにも国保医療課の窓口、また各医療機関の窓口にも、4月以降はこういうふうに変わりますということを掲示をさせていただきますと、そしてまた4月の広報にも、こういう70歳から74歳の方の医療費の窓口につきましては、このように変わりますということを広報させていただきたいと思っております。

辻委員

よろしく願いしておきます。おそらく4月から2割になるさかいに早い目に用意しておかなって言う方があるように見受けられますので、その辺日もないですが、よろしく願いします。それともう1点、ちょっと予算委員会で言われたかどうかわかりませんが、監査委員さんが国保税についてということで、一般会計から繰り入れることは、国民健康保険対象者以外の住民の方が納めた税金を繰り入れることは、好ましくないということでは言われてますけども、かなり社会保険に入っている方はそういうことを考えますけども、なかなか今後社会保険の方も退職されましたら国民健康保険になるということで、これは難しい問題もあると思っておりますけども、それとさらに29年ですか、県下統一となった時の対応もあわせますと、5億なんぼ赤字ですので、その辺の関係もありますので、この監査委員の言われたことに対してと、今後の、どのように対応されるのか、その辺よろしく願いします。

委員長 小城町長。

町長 この関係等については、以前からそういう状況が続いてますから、一度値上げをしていただいて、その年はだいぶ下がってきて、4億5千万ぐらいまで落ちましたけども、そういう関係から考えますと、やはり国保運営協議会等でご審議いただく中では、やはり値上げをせざるを得ないだろうというこないだの議員さんからもご意見がでていっているわけでございますけども、やっぱりそういうこと十分考えていかなかったら、やっぱりこれ、斑鳩町の場合は一般会計では5億、6億ぐらいの黒字であっても、結局特別会計を合算しますと赤字が発生してまいります。新聞等を書くのは、必ず斑鳩町は赤字ということになりますから、当然25年度も、24年度も赤字というか、そういうことですから、何らかの形でですね、国保運営協議会とも十分協議をしながら、そしてまた意見を十分集約して、最終的には監査委員がおっしゃっているように、27年あるいはそういうときに、値上げをせざるを得ないと思っておりますけども。

辻委員 おそらく町長言われるように、値上げということも視野に入れられているということですが、おそらく値上げしても5億何ぼの、29年ですか、県統一になるのは、それまでにチャラというのか、赤字をゼロにしていくまでにしていかなあかんということで、当然私もどっちみち一般会計から繰り入れも視野に入れながら、そういう計画をしながら、いっぺんに、例えば29年になったから、今、一般会計で6億なんぼ黒字やとなりますけども、29年に一時に、国保の赤字を補填するということは財政的にはかなり苦しいし、やはり難しい問題があります。その辺もある程度計画をたてながら財政的に国保の安定化に向けて支援をしていただくのがええのかなと考えてますけども、今後その辺も十分視野に入れながら、検討していただきたいということで、すぐに回答でないと思っておりますけども、よろしく要望しておきます。以上です。

委員長 他にございますか、よろしいございますか。

(な し)

委員長 そしたら、ただ今委員が申されましたように、29年、県単一を目指されておりますけども、その動向、そしてまあ町の方が持っている赤字、それらの整理を仕方ですね、そういうのも含めて当委員会としても、これからきちっと押さえて見ていかなければならないと思っております。担当におかれましても、十分それらについてご留意をされて進めていっていただきたいというふうに思います。お願いしておきたいと思っております。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第6号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第6号 平成25年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

今回の補正予算の主な内容は、本年4月からの消費税率の引き上げに伴い、介護報酬の改定及び区分支給限度基準額の見直し等が行われることにより、介護保険の受給者管理や、給付管理にかかるデータ変更、あるいは判定式のプログラム変更など、必要となる介護保険システムの改修費用に関するもの、それと、介護保険給付費準備基金の利子配当額が当初見込みを上回ることによる当該基金への積立額を変更することに関するもの等でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ47万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ20億5,278万2千円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算でございます。

第3款「国庫支出金」、第2項「国庫補助金」、第4目「介護保険事業費補助金」で、4月からの介護報酬改定に伴う介護保険のシステム改修に対する国庫補助金として、22万円の増額補正をお願いするものでございます。補助率は1/2となっております。

次に、第6款「財産収入」、第1項「財産運用収入」、第1目「利子及び配当金」では、介護保険給付費準備基金の利子配当額が当初見込みを上回りますことから、3万円の増額補正をお願いするものでございます。

その下の第8款「繰入金」、第1項「一般会計繰入金」、第4目「その他一般会計繰入金」では、今回のシステム改修に係る事務費繰入金として、22万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

6ページにお移りいただきたいと思っております。続いて、歳出予算でございます。

第1款「総務費」、第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」で、システム改修に係る業務委託料といたしまして、44万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3款「基金積立金」、第1項「基金積立金」、第1目「介護保険給付費準備基金積立金」では、歳入予算で増額の補正をお願いして

おります介護保険給付費準備基金の利子配当額に係る増額分3万円につきまして、当該基金に積み立てるよう増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

福祉課長 以上、議案第6号 平成25年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)のご説明とさせていただきます。

委員皆さまには、何卒よろしくご審議をいただきまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 ご苦労様です。説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。何かございますか。 伴委員。

伴委員 今、説明で介護保険給付費準備基金積立金の金利が3万円ついたという事なんですけど、これ確認ですねんけど、これ普通預金の金利、これだいたい0.1%ほどついていると思いますねんけど、それはそれでいいんですね。

福祉課長 こちらにつきましては、当初、定期預金の分でございます、当初、6万5千円で振り込んでおりましたものが、最終9万5千円振り込まれるということで3万円の増額補正をお願いしておるものでございます。

委員長 他にございますでしょうか。ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたらすいません、私つねづね、いつも申し上げており

ますが、パソコンですべて処理する中では、ソフトを改修するとなると高額です。今回の報酬改定の金額はまだまだだと、44万1千円だったらまだだとは思っております。本当にこのパソコンのソフト会社って儲かるねんなど、つくづくいつも会計見てて思っているんですが、ただですね、そういうふうに報酬の改定があったときに2分の1が国補助して、自治体の一般会計から2分の1出すと、こういうシステムでいくと、本当に前から言うように、小さい町村は、余裕がない町村にとっては、厳しい状況がございますが、いままでの流れでいくとですね、国の方の補助がもっとあったりした時もあったと思うんですが、この辺の補助率の決定というのは、介護保険の場合はもう2分の1、だいたい2分の1で決まってきました。今後もね、また計画新たになりますでしょ、来年、そしたらまたソフトさわらなあかんと、それは国が決めた法律に基づいてやっているわけなんですけども、3年ごとに計画変わる、料金変わる、そうやってきた時に、またパソコンのソフトさわらなあかんと、ソフトの改修をやるようになったら、また金額いる、これがね、補助率低うて、一般会計から、自治体の一般会計から出しやといわれても、本当に財政厳しかったらきついですよね、ソフト代って本当に私いつも思っているんですけども、今回については2分の1だと言っておられますけども、ぜひとも今後もですね、この辺の補助率、国がどこまで責任を持ってやってくれるのか、国で決めた法律ですからね、その辺のところきちっと声もあげていながら、特に3万未満の、斑鳩町としてもね、その辺の補助をしっかりと出してもらわないと、町民、一般会計から出すって言うことは、町民さん皆さんの負担になりますのでね、そういう考えをしっかりと持って、やっぱり事務に当たっていただきたいなというふうに思っております、ですから今後の動向も見ながら、補助単価、こういうものについては敏感にやっていっていただきたいとおもいます、それとですね、今基金の積立金のことを言われました。この年度で、26年度最終年度で、来年度、27年度からまた計画、6期になっていきますけども、ということで、現在25年度末での基金の残高ですね、は、どれぐらいになるという見込みでいてますでしょうか。

福祉課長 平成25年度におきまして、予算上でございますけれども、556万5千円、予算上、これだけの金額を取り崩しする予定とさせていただいております。それから計算いたしますと、今年度末、25年度末で7,254万円の基金残高になると見込んでおります。

委員長 わかりました。また7,254万円の基金で26年度の介護給付の関係を見る中で、新年度の料金設定のときに、この基金が26年度でどれだけ残るのか言う中で、実際給付していかんとわかりませんが、また、介護保険の運営協議会の方で、この基金の残高についても十分議論となるようにしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第6号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(4)議案第7号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、議案第7号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療課長 本補正予算につきましては、後期高齢者医療保険料で、保険料収入の増加が見込まれることに伴う後期高齢者医療広域連合納付金の補正となっております。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

それでは、歳入予算の補正についてご説明申し上げます。

第1款 後期高齢者医療保険料 第1項 後期高齢者医療保険料では、保険料収入の増加が見込まれることから、第1目 特別徴収保険料で358万円の増額、第2目 普通徴収保険料で、291万8千円の増額で、総額649万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、6ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金 第1項 後期高齢者医療広域連合納付金 第1目 後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等負担金として649万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

国保医療課長 以上で、議案第7号 平成25年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議をたまわり、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

何かございますでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、ちょっと私の方から1点だけ、聞かせてください。特別徴収、普通徴収と共に保険料の増となっておりますが、この増となった原因につきましては、担当の方で見込まれてた人数が増えたのか、それとも、賦課する保険料というのか、所得が新たに、後期高齢入ってきた方の所得層がちょっと高かったのか、何なのか、その辺の原因の分析ですね、そういうのをされてたらちょっと教えてほしいです。

寺田国保医療課長。

国保医療課長 委員長申されますように、個々の所得、また後期高齢者になられた方の人数、だいたい160人ほど見込みより増えておりますので、それで増加しております。

委員長 わかりました。そしたらよろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)陳情第1号、安全・安心の保育運営を求める陳情書についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務 それでは、陳情第1号 安全・安心の保育運営を求める陳情書について、ご説明させていただきます。まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務 2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては、省略局長 をさせていただきます。

陳情の趣旨は、町内に保育所をもう一つふやすこと。また、1歳児の保育士配置割合を以前のように、1歳児5人に対し保育士1人に戻すこと。この2点について要望されているものでございます。

なお、本陳情書とともに、443枚、1,819人分の署名を合わせて提出いただいております。また、3月の13日に、署名簿の追加分として、101枚、378人分の署名簿を提出されております。

なお、議会に提出されましたものと同じ内容の陳情書を、町にも提出されておりますことを合わせてご報告いたします。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

委員長 陳情が提出されました経緯につきましては、ただ今局長の方から説明がございました。暫時休憩します。

(午前10時04分 休憩)

(午前10時05分 再開)

委員長 再開させていただきます。

当委員会に付託になっております、この陳情書につきましては、同じものが町の方にも提出をされているという状況でございます。町の方も提出を受けられて、提出者ともお会いになられているのではないかとというふうにも思ったりしているところでございますが、この陳情書を受けられまして、町の方はどんなふうなお考えをお持ちであるのか、当委員

会として審査をするにあたり、町の考え方も一定お聞かせいただけたらというふうに思っております。 小城町長。

町 長

保育行政等については、町としても努力をしまっています。平成24年度で緊急を要するという事で、待機児童を考える中で、給食棟を新たにつくりながら、そしてまた会議室を1つ部屋を増やしてですね、やってきたということでございます。そういう点についてもいろいろと給食の関係についても、委員からもご指摘ありましたように、やはり新しい給食棟もしながらですね、やっぱり新鮮な、保育の方々においしい給食をいただいていたきたいということで、努力をしまっています。委員の皆さん方も評価をいただいていますね、24年度の補正予算でさせていただいたということでございます。あわ保育園についても現状はですね、やっぱり確かに車で送迎される、一番問題はやっぱりその地域の自治会の方々からも、やっぱりできるだけ車は20キロの速度で走ってほしいというような看板もあがっておりますように、そしてまた自治会からもそういう点では駐車場を確保してほしいということで、そういうこともおっしゃって、25年度で駐車場を確保したということもございます。現状、今、申されているあと1箇所、保育所をつくるということは、前の一般質問でも里川議員からあったときに、私はこれから仮に増えていくという状況であれば、私立の方にですね、できるだけ努力をして、そういうことを考えながら、施設、箱物をどうしていくのかということも考えながらですね、この26年度の所信表明の中でも申し上げますように、そういう点については、この保育所の関係については私立の関係等にやっぱりお世話になっていこうという努力はしていきたいと思っております。それと、国会を見てましてもですね、この保育所の関係等については、国会で論議をされておりました。この待機児童をどうするのか、その質問者の中にも、政府は、この1歳児は6人対1ということも看板に掲げられやっておられて、町としてもできるだけそういう点では5人に対して1人ということでもありますけども、現状を考えますと、保育士そのものも、非常に採用してもなかなか来ていただけないという

関係もございますし、保育士でも、3時間を限度として働かせてもらうとか、あるいは、1日の中でも午前中とか、いろんな範囲がございますから、そういう保育所を確保すると、求人案内でも見えますと、平群町とか、方々で保育士を募集してますとか出てます、それほど保育士が足りないというのか、現状的にですね、難しい状況でございます。できるだけ町としても、保育士の対応もさせていただいてですね、努力はしますものの、また保育士が辞めていくとか、そういうものもございますので、できるだけ保育に対してわれわれとしては、努力をしていきたいという気持ちでございますし、陳情の中にも出てますように、ということについては、やっぱり安全と安心を守るのは私はやっぱり送迎に対する、車で来られる、こういうことについても、十分注意をいただかなかつたら、今は事故はないですけども、やっぱりあわ保育園とかたつた保育園の関係も考えますと、やっぱり皆さん方急いでおられますからね、急ぐ中でそういうことが起こつたらね、踏切がありますから、今、一軒の民家が解体されて、見通しはよくなったものの、ちょっとした瞬間が事故ということにもなりますから、そういう点については、それとやっぱり団地の中も皆さん方通勤される方もおられますから、そういう点についての関係もございます。できるだけやっぱりわれわれとしては、この事故がないようにですね、努力をしながら、幸い24年に補正を組んでいただいた皆さん方ですんで、今、現時点で事故がないということで、一生懸命やってますし、また、保育士も玄関に立ちながら、たつた保育園でも努力をしながらですね、やっていただいています。そういうことも踏まえて、この要望書等については、陳情書等については今、申し上げましたように、私も町の関係としては、私立の方にですね、できるだけ26年度中に整備をして27年度ぐらいからやって頂けるような環境づくりをしていきたいという気持ちもございますし、いずれにいたしましても、新しく保育所をつくるということはなかなか難しいだろうと、将来的に考えて、今現時点で、財政が厳しい中でつくって、そしてまた人数が減ってきた時に、どうしたんだということになってまいりますから、つくった以上は、入られたら、これをやめるということとはなかなかでき

ませんし、そういうことも踏まえて、できるだけ今の環境をですね、十分守る中で、できるだけ努力をしてまいりたいと思います。この5人対1を6人対1と、政府、国とあるいは県が指導してますので、その点については、これが6人対1人、6人対2人とかなってくれば、国が定めたら、また別ですけども、今現状はこういう形で、6対1ということで守られてますから、十分このままでやっていきたいと思ってます。

委員長 この陳情書、町の方も受けられて、町長の方で、ただいまお考えの方がある程度示されてました。委員皆様の方で、何かご意見、そしてまた今の説明を受ける中で、理事者側に対して質疑などございましたらお受けしたいと思いますけども。 伴委員。

伴委員 まず、この陳情書の、2つありますねんけど、1つが、保育所をもう1つ増やすことということで、1つ出ているんですが、この陳情書ではあわ保育園の状況が書かれております。たつた保育園の方ではどのような状況と町は考えておられるんでしょうか。

委員長 本庄福祉課長。

福祉課長 たつた保育園の状況でございますけども、あわ保育園、たつた保育園、両方につきましては、基準どおりの保育士の配置等もさせていただく中で、適正に運用をしております。

 (「あわ保育園だけ出ているけど、たつたはどうかって・・・」との声あり)

福祉課長 たつた保育園につきましても、状況といたしましては、希望があった方をお受け入れできている状況でございます。

伴委員 今、あわ保育園が非常に過密状況、定員が増えてもまだ過密状態やと

いう陳情ですねんけど、過密状態の状況はたつたはそれほどのことでもない、いや、あわとよう似てまんねん、そのあたりちょっとお聞きしたいですねん。

委員長 小城町長。

町長 現実にたつた保育園はうまくいってます。できれば一応はですね、あわ保育園がいっぱいということは、たつたへ回ってくれということなんですわ。たつた保育園行ってはったかて、途中で帰って来られると、それが段々と増えてくるわけです。たつたへそのまま残ってくれはったらよろしいですよ。だけど、だんだんたつたかてね、入ってこられて、そしてまたあわの方がよろしいということで変わられるかたが増えてくると、現状的にはほとんどあわです。たつたが現状から言ったらね、それとあわせて向こうは広域入所がありますから、王寺のほうに、れいめい保育園というリーベルの5階にありますから、そこへ置かれて、預けて頂いて、そして電車乗っていかれる、そういう形もございますから、たは十分いけてます。

伴委員 もう1つ、下の方5対1、6対1の、このあたりですねんけど、陳情では5対1に戻してほしいということですが、これ1歳児しか書かれてませんねんけども、たしか私の記憶では、国の基準より町の方が施策拡充していただいているという記憶があるんですが、ちょっとそのあたり、お聞きしたいんですけども。

福祉課長 今、伴委員おっしゃっていただいておりますように、現在斑鳩町におきましては、町独自の施策といたしまして、各クラスが複数単位となりますよう、基準以上に保育士を配置しておるところでございます。これにつきましては、各保育室で常時1人以上の保育士が子どもを見守ることができるようにとの考えによるものでございまして、また、早朝保育担当、あるいは延長保育担当の保育士も確保いたしながら、必要に応じ

て担当保育士を支援するなど、子ども達の安全と安心、こちらを最優先により充実した保育環境の充実に努めておるところでございます。なお、今、申しあげました複数担任制によりまして、たつた保育園で4歳児、あるいは5歳児で、各1名、合計2名の、あわ保育園では4歳児2クラス、5歳児2クラスの4クラスで、各1名の合計4名、たつた、あわ、あわせまして合計6名の保育士を基準以上に配置しているという状況になっております。

委員長 他になにかお尋ねになりたいこと、またご意見などがございましたらお受けいたしますが。 飯高委員。

飯高委員 今町長の方で、いろいろと保育に対しての、町の今までからの支援をやってきた経緯をお聞かせいただきました。その中で園児数が増えて、一方では環境、状況が変わりつつあるというのは、当然現状ではあります。またその環境が、状況が変わっていくことに対して、町も手当てをして支援をやってきたという経緯はよくわかります。この中でですね、例えば保育の配置が以前、5対1であったと、それが2010年には4月から6対1に後退してしまったという現状があるんですけども、そのちょっと経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

福祉課長 この、1歳児の保育士の配置基準でございますけども、国の基準の方は従前から6対1ということで変わっておりません。ただ、奈良県のほうで、平成20年度まで、5対1にすることに対する県の補助金がございます。町の方もそれを受けて5対1という配置をしておったところでございます。ただ、20年度をもってその補助金が廃止されてまして、21年度以降は補助金はないところがございます。21年度は時期的に間にあわなかったということで、5対1とさせていただきます。22年度から現状の6対1の保育士の配置というふうにさせていただきます。おるところでございます。

飯高委員　　そういう経緯の理由があってということで、補助金を活用した状況のもとで、少しでも保育の足しになればという思いで町がやられたと思います、それはすなわち今回6対1に戻されたということに対して、果たしてそれが後退になるのか、もしか、5対1の時に補助金がなくてどうしてもそういうふうに加配をしなければならない状況があって5対1にして、なおかつ6対1にされたんやったら、それはいろんな問題の中で考えていかなければならない状況にはなると思うんですけども、補助金の活用ということでありましたんで、それはわかりました。

それとですね、先ほど委員からもありましたけども、実際にですね、どういうんですか、例えばあわ保育園の基準保育士の数ですね、今、どのようになっているのか、それに対しての配置保育数という2つの数について教えていただきたいと思います。

福祉課長　　ご質問の、まず基準上の配置保育士数でございますけども、平成26年度、この4月1日基準で見させていただきますと、基準のほうの配置人数は23人、先ほどご説明いたしました複数担任制を敷くことによりまして、当町の方が配置を予定しておる保育士の人数が27名、ということで、4名基準以上に配置をすると、4月以降させていただくということをさせていただいております。それとあと、早朝保育、延長保育の保育士も確保、別途しておりますので、各担任への補助という形で加わることによって、安全安心な保育に努めてまいりたい、このように考えております。

飯高委員　　今、サポートしていただくということで、補助的な保育士を導入していただいているということで、これは、おそらく市町村独自で、そういう形で決められているということで、国においてはそういう基準というのはないのでしょうか。

福祉課長　　今、おっしゃっていただいているような、国における基準はない、ございません。

委員長 基準あるやろ、1対6とか。 本庄福祉課長。

福祉課長 各年齢別の国の基準でございます。まず0歳児が3対1、園児3人に対して保育士1名、1歳児及び2歳児が6対1、3歳児が20対1、4歳児、5歳児が30対1と、国の基準はこのようになっております。なお、今、国の基準というふうに申し上げたんですけども、権限移譲の関係で平成25年度からは県の基準、県で定められた、県条例で定められた基準に基づいて配置等々、保育園の運営をしているところですので、追加ですいませんけども、よろしく願いいたします。

飯高委員 今、課長に数字をあげていただいたんですけども、複数担任制というのは、おそらく各市町村の独自での発想でそういうふうにしていただいていると思うんですけども、例えばこの近隣での状況なんですけども、この複数担任制、導入されている地域というのは、例えばこの西和7町でどれぐらいあるのか。

福祉課長 西和7町の複数担任制の状況でございます。王寺町につきましては、公立の保育園がございませんでして、確認のほうは取れてないという状況でございますけども、公立保育園、他5町の状況で申し上げますと、平群町のみが3歳以上について複数担任制をされているということの確認を取らせていただいております。

飯高委員 今、お聞きしますと、王寺町を除くというか、平群では3歳以上ということで、斑鳩町は複数担任制を、当然そういう形で取られているということに対しましては、やはり先生に対しての保育士が、子どもに対しての見守りを進めていこうということで、こういう形に取られていると思うんですけども、やはりそういう面についても進めていただいていると思います。やはり、子ども、子育て支援についての今年度も待機児童の解消についての施策が進められております。特にこの割合です

ね、保育士の割合についての国の方針というか、考え方は現時点で、例えばわかっておれば、お聞きしたいと思います。

福祉課長 今、飯高委員さんの方がおっしゃっていただいておりますように、国におきまして、新たな子ども子育て支援制度、この中で保育の質の改善として、保育士の増員が検討されているところでございます。先日、3月の11日でございますけども、厚生労働省が自民党に説明した内容では、必要な財源、このあたりを見る中で、1歳児、4歳児、5歳児の対象の保育士の増員は先送りという新聞報道の確認をさせていただいております。なお、3歳児に対する保育士、現在20対1でございますけども、これを15対1に、強化するという内容につきましては、当初予定どおりの財源を充てるということでの情報を、現在得ているところでございます。

飯高委員 わかりました。保育士の運営にあたっては、やはり先ほど申し上げましたように、いろんな課題、問題が年々増加する上においてですね、一体的に考えていく必要があると思います。ここでも陳情書に申されてます、1つ目はやはり保育所、1つでも増やしてほしいという、この願いは当然でありますし、状況はそういう方向な状況にあるということはたしかであります。また2点目については、やはり1歳児の配置割合をですね、以前の5対1に戻して頂きたいという、願いはよくわかります。ただども保育所運営というのは、様々な状況の中で、変わりつつある中で、一体的に考えていく必要があります。このことについては、今後協議をいただきたいし、国の動向もあわせてですね、今の課長の中にもありましたように、保育士の配置についてもそういう動向があります、そういうことを考えていただいておりますね、今後こういう点についてもご協議いただいて、また答えを出していただきたいと思います。

委員長 他に委員から、ご質問など。 宮崎委員。

宮崎委員　　ちょっと気になったんですけどもね、今、他の委員も言っておられるんですけども、5対1から6対1になったということですけども、どうい理由でこの陳情書っていうんかね、6対1になったら都合が悪いのかというのが、私はちょっとわからないんですけども、あとまあ、この保育所建てたいというのと、言われているんですけども、将来的にね、これから人口推移して行って、子どもたちがこれから増える要素ですか、今のだいたい子ども達の数で横ばいになっていくのか、それともこれから子どもたちが増えていくのか、増えていくんでしたら私も建てたら、そのまま利用していただいたらいいと思うんですけども、もし途中で減ってくると、子どもさんが、そんなときに箱物がまた空いてくる、ということでしたら、これは私の考えなんですけども、幼稚園は小学校と一緒に、小学校の一部空いている部屋ですね、幼稚園に移っていただいて、そこへ保育所を代わりに持っていくということ、そんな考え方できないんですかね。その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

委員長　　小城町長。

町長　　今、ご指摘の関係等については、子どもさんをやっぱり産んでいただいて、育てていく、そういう施策もしながら、斑鳩町、奈良県下で出生率1位ということで申し上げているわけですけども、必ずしも生まれたから、保育所に預けるとか、いうことでは私はないと思う、やっぱり保育にかけるということですから、その点を考えていかなかったら、なんでもかんでも皆さん方保育所にいくということには相成らないと思いますし、やっぱり保育にかけるということは、昔はですね、かならず議論があった。おじいちゃん、おばあちゃんがおられて、どうしても働かないかんということで、証明を書かなかつたらいけませんから、そういう点にもございますけども、やはり宮崎委員もおっしゃるように、私も保育所がすべて預かるということにはならないと思いますから、現状的に私はこの辺ですと、ただ、問題は1歳児の関係ですね、7ヶ月から預かる中でですね、そういう方のやっぱり点については、0歳、1歳、2

歳についてはその辺の関係を、3歳、4歳、5歳になりますとね、当然保育園いったかて、途中で幼稚園に変わるという方もおられますから、その推移を見ていかなかったら、だいたい、3歳、4歳、5歳というのは定期的に安定しているわけです。ただ、0歳、1歳、2歳この辺のところをどう対応するかということが今後の大きな課題だと思います。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 後の方の質問なんですけども、町の方でわかる範囲でいいんですけど、今町長の答弁、子どもさんは増えていかない、保育所だけじゃなくて、いろんなところに預けられる場所があるから、預けて頂くような感じでやっていただいたらいいというのと、教えてほしいのは、これから子どもさんが増えていくのか、それとも今の横ばいでいくのか、それともう1つ、さっき言ったように、一時的なんですけど、幼稚園を小学校に一時的に移せるのかどうか、それは無理かも分かりませんが、文部省と厚生労働省の関係でね、無理だとは思いますが、それぐらい考えてもらった方が箱物を考えるよりいいかなと思ったんです。

委員長 池田副町長。

副町長 まず第1点目、子どもさんの推移なんですけども、斑鳩町最近240名から260名の方々の出産で推移をいたしております。今後につきましても、町といたしましては、当然出生率が落ちないように、落ちないような施策やっておりますので、240名から260名の出生が期待していると思っております。次にそういう状況で、今、240名から260名の出生では各幼稚園にほぼ定員どおりのいっぱい状況で入っております。それと、もう1点は転入者も多いと、産まれてから斑鳩町に来られる方が増えておられます。転入が、子どもさんの転入が。そうした中で、最近どこの町村も一緒なんですけども、大都市なんかでも働く形態が変わっておりますので、どうしても共稼ぎ家族が増えているということで、ど

の市町村も保育園が足りなくなっていると、そういう状況で当分は続くであろうといわれております。ですから厚生労働省のほうでも税の一体化のほうでも充実をとということになっております。

委員長 幼稚園の設備。

副町長 幼稚園、さっき言いましたように、幼稚園も空きではないということです。空いてないということは先ほど申し上げましたが、空いてないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 他に。 小林委員。

小林委員 この陳情書は、まず1つ目の町内に保育所をもう1増やすということではですね、今の議論聞いてますと、やはり町内のどこにでもということではなく、駅前、より利便性の高いところになってきますと、やはり保育所の整備には多大な財源がかかりますので、やはり長期的な財産の健全化を図るための観点からも、民間の活力を導入した保育所整備を基本としていただくという説明もありましたのでやはりその方針をもとに今後の計画をたてていただきたいなというふうに思ひます。それと今の宮崎委員の質問に関連してになるかもしれないんですけども、今後の子育て支援計画の中でも議論されると思うんですけども、斑鳩町内における未就学児童の人数とですね、全児童のうち在宅保育、いったい斑鳩町どれくらいおられるのかな、また、3歳児、未満の方の在宅保育どれくらいおられるのかな、また、手元に資料忘れてしまったんですけども、広域入所どれくらいおられたのかなという数を教えていただきたいのと、それとですね、最近いろんなところに研修会にいくとですね、今現段階で公立の幼稚園の数って激減的に減っているんですよ、全国的な統計から見ると、いま28,400人の人口に、今斑鳩町っていうのはですね、10数年後は、今、副町長答弁されましたけども、斑鳩町は例外的にこのままの推移で幼稚園は、数が推移するのかなって、答弁を確

認させていただきたいのと、先進地で、例えば、明石市がですね、だんだん空いてきたので幼稚園の一部を保育所、同じ中でも試行的にやっていくような施策があったんですけども、去年やろうとしてはって、今いろいろ問題があって頓挫されたようなんですけどもね、そういうことも踏まえて将来的には考えたいなと思いますので、ちょっともう1度幼稚園の将来的な人数を元にそういうふうな考えでいいのか確認させていただきたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 幼稚園につきましては、先ほども申し上げましたように、今、町の施策として、今の出生率で、転入者、子どもさんが0歳や5歳、転入者が今の状況が続くような施策でやっていきたいと、10年後も、当然15年後も当然そのようになるように、町は進めておるということでございます。今、明石市の例出されましたけども、明石市の場合、やはり急激に団地が、何千世帯の団地できます。そこに幼稚園と学校ありますでしょ、全体が転入がないわけです。転入がないからどんだん子どもさん減っていきますやんか、ですからその幼稚園は空いてきますし、学校も空いてきます、ですからそこを保育園にしようと、その幼稚園はもう廃止して、そこへ給食調理棟も建てて、そこでやっていこうということで、それは明石市に限らず、他の町村でも当然考えておられます。実際空いてきてますから、それが急激に住宅地の、大都市近郊で団地を開発されたところの大きな問題となっております。ありがたいことに、斑鳩町が徐々に徐々に発達して、今も市街化区域内では徐々に徐々に住宅地が進んでおりますんで、町としてはありがたいということで、考えております、そういう過疎の学校も幼稚園もないということでご理解をさせていただきたいと思います。あと、広域入所の数とかは担当でさせていただきます。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活
部長

保育所にも幼稚園にも行っておられない方、在宅で保育されている方ということでございますけども、いわゆる幼稚園就園児以上、3歳以上の方につきましては、毎年、私立に行っておられる方もありますので、そのあたりを毎年教育委員会と調査をする中では、まずほとんどおられないということです。それから3歳未満児ということになりますと、現在おおむねの数字ですけども、例えば2歳児であれば、およそ250人のうち180人が在宅で保育をされているということで、ちょっと申し訳ございませんが、0歳児、1歳児については今、把握をいたしておりません。ただ、いわばその年齢時から公立の保育所、あるいは広域入所の数を引けば出てくる数字でございますので、また、数字のほう改めて報告をさせていただきたいと思います。それから広域入所につきましては、平成25年の4月1日現在でございますけども、108人が広域入所をいたしております、それからもう1点、幼稚園の一部でも保育所ということでございますけども、ご承知のとおり、保育所と言いますのはどうしても給食を提供しなければいけない、幼稚園は原則として給食ではないんですが、給食を提供しなければならないということと、もう1点、本町におきましては、いわゆるセンター方式ではなく自校方式で給食を提供させていただこうという考えでございますので、このあたりで、幼稚園施設を保育所にするというところで、1つ大きなクリアしなければならない問題もありますので、現段階では少し難しいのかなというふうに考えております。

小林委員

副町長にご答弁いただいて、他の地域での事例がなかなか斑鳩町ではあてはまらないなというのがわかりました。他の地域は公立を1つだけ残してそれ以外がどんどんどんどん私学にしていっている傾向なんですけども、やっぱり斑鳩町に合った施策を進めていくという観点から町内の保育所ということについてはですね、やはり町の方針のほうを支持させていただきたいなというふうに思います。それともう1つのほうなんですけどもね、やはり、6対1に後退してしまった時でもですね、賛成さ

せていただきましたし、定員の150名から230名のときも賛成させていただきました。その時の思いとしてはですね、保護者が安心して子育てを、斑鳩町で生み育てることのできる、より充実した環境にという思いから賛成させていただいたんですけども、この陳情者のおっしゃっておられる安心して生み育てるよりも、安心して仕事にいける、安心して預けられる、っていうところにやっぱり不安があってこういうことにされたと思うんですけどもね、1つの問題として、この陳情書に書いておられる子ども達の運動量などについての心配をされているということについては、町としては対応というか、そういう声を反映させていただいて、何か対応していただいているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

委員長 小城町長。

町長 まあ、ただ私の方は、あわ保育園はやはり運動場等狭いということで、安堵町側のところを、当時はやはり高額な値段で買ってますから、あれで持ちこたえていると私は思っております。その中で給食棟を新たにつくらせていただいた、運動そのものについては私はいいと思いますけども、ただ、1つは考えていかなかったらあかんのは、保育所の運動会、もうほとんど保護者が、あるいはそういう方々が多いものですから、その辺を考えてますと、将来的には保育所の場所を移すのか、やはりそれも考えていかんと、またそういうところでいろいろと送迎されたりして、問題が起こってくる。運動そのものについては私は十分グラウンドで可能であるし十分あわ保育園もいまのところいいと思います

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 あわ保育園におきましては、給食棟の新設におきまして、運動場が狭かったということがございます。これらにつきましても、保育所運営協議会等でも、ご意見をいただきましたけども、あわ保育園につきまして

は、1人あたりの運動場の基準というものにつきましては、クリアしているという状況はご理解いただきたいと思います。

小林委員 わかりました。ちょっと無理して定員を増やしてきたという経過もありますけどもね、良質な子どもですね、育ちの環境も考えますと、ちょっと将来的にはどうするのか、また考えていただきながら、検討していただきたいなと思います。さっきの2歳児の未就学児童ですか、250分の182ということなんですけども、やはり保育所運営というのは、すごくお金のかかる施策ですので、やっぱりそういう保育所入所児童の支援はもちろんのこと、やっぱり在宅の方々も考えて、バランスの取れた子育て支援を町の方にしていただきたいなと思います。また加えてですね、やっぱり無理やから希望を諦めたり、希望の利用施設以外の入所になった人たちとか、認定のところに預けることができたから、待機児童から外れた人など、そういう人たちの配慮、いろいろな配慮も含めていただくことをね、お願いさせていただきながら、今回はですね、町の方針の方に賛成させていただくということで、私の意見を述べさせていただきます。

委員長 ただいまから、11時まで休憩させていただきます。

(午前10時45分 休憩)

(午前11時00分 再開)

委員長 それでは、再開をいたします。
植村住民生活部長。

住民生活 先ほど、小林委員のご質問に対します回答の追加でございます。
部長 在宅で保育をされている児童の人数でございますが、まず、今年の4月1日現在でございますが、0歳児で230人のうち194人、1歳児で253人のうち195人、2歳児で280人のうち186人ござい

ます。よろしく申し上げます。

委員長

在宅の子育ての状況でしたが、よろしいですか。

ほかに、引き続き議員皆さまのほうで何か質疑がございましたらお受けいたしますが、質疑のほう、ございませんでしょうか。

(な し)

委員長

じゃあ、私から1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

私はこの広域入所が、先ほど今年度は年度当初108人とおっしゃられました。途中で補正予算なども組む中で、120名を超えた状況になったと思います。たつた保育園でもね、来年度の保育所見込みが、たつたで132になっています。ですから、1件の、1件のというか1か所の保育所を見込むぐらいの人数が広域入所でよそへ委託してね、子どもさんをお預けお願いしているというような状況にあるんですけども、もうこれは忌憚のない意見聞かせていただきたいと思います。実際問題、なかなか町で受けられなくてよその保育所を紹介しているというような状況が、現状としてやっぱり強くあるのではないか。なんとか待機を解消しようとして広域へ、広域へとやっぱりご紹介している状況があるのではないかなと思っています。

私は実際、西大和保育園に行っている方から、たつた保育園の入園希望したけれども無理と。それで西大和保育園へ行ってほしいと言われて西大和をなにか紹介していただいて行ったと言って、斑鳩町の人とお会いしました、西大和保育園でも。よその保育園でもやっぱりそういうふうな状況で行ってはる方に聞いたら、いや、斑鳩町で無理だと言われて、いろいろ探してこっちへ来たというようなことも聞いておりますが、これからは保育所の入園の入所認定事務なども入ってまいります、その辺のところ私、率直に聞きたいと思います。斑鳩町ではそういう広域入所のためにやっぱりいろいろよそを紹介しておられるという実態、これらについてはもう率直に、本当に話をさせていただきたいと思いますが、

現状、状況、ちょっと担当のほうからお話いただきたいと思います。

植村住民生活部長。

住民生活部長 確かにあわ保育園を希望される方の中で、やはりどうしても全てを受け入れることができないといった中で、例えば第2希望でそういう民間のところを希望されている方などにつきましては、紹介するとかそういうというよりも、相手方の市町村ですね、相手方の市町村に受け入れることが可能かどうかというのを斑鳩町から確認をとって、結果としてはそちらのほうの民間へ行っていただくというケースは、確かにそれはございます。

委員長 そうしたら、広域入所なんか25年度120を超える、これ、斑鳩町の子どもの児童福祉の関係の職員なんてわずかしかいてませんわね。これ、広域入所の時期なってきましたら、入園時期になってきたらものすごい手間っていうんですか、120人もおったらいろいろ相手方に確認をとってとかいう事務がものすごい事務になりますよね。本来、斑鳩町内にある保育園に受け入れることができるのであれば、そういう事務は本来省ける手間というのか、受け入れることができたらね、そういう煩雑なことも逆に言えばなくなるのかなっていうふうに、私なんかは感じているんですけれどもね。

そうやって広域に100名、今度、新年度では今の時点で押さえているのは99名広域入所っていうことですが、これらの事務も本当に大変な状況になっているというふうには思っているんですが。

あと1点ですね、町が思っていること聞かせていただきたいです。これらの議論をする中でよく出てきて、先ほどもちょっとおっしゃっていましたが保育士の確保も難しいんだというような状況で、実際問題ですね、0歳児なんかでしたら1対3ですよ。それで、もう1対3やから、9人いたらもう保育士3人確保したらもうそこで次の申込みが来たらなかなか受けられない。でも、保育士が確保できたらあと3人そこへ、9人から12人まで預かれるわけですよ。そのときの保育士の確保が

なかなかできなくて、年度途中でももう確保できたら入れるというよう
なね、努力をしてはるのは私も知っているんですよ。そのところでな
んですが、この保育士の確保がこんなに難しいという状況が、どうなん
でしょう、見通しとして打開できるというふうに見られるのか、今後の
動向については斑鳩町としてはどんなふう判断してはるのかなという
こともちょっと聞いておきたいなど。それもね、たつた保育園が来年度
9名受けるとなっています。これ、ということは保育士3人が確保でき
んとあきませんが、それ以上もし0歳児申込みがあったときに受けてい
けるかどうかという見通しですよ。こういうものはどうなっている
のかというのちょっと、町としてはどうなのか。保育士の確保につ
いてどんなふう考えておられるのかお尋ねしておきたいと思うので
す。 植村住民生活部長。

住民生活
部長

保育士の確保につきましては、例年、はっきりと苦勞している状況で
ございます。確かに、保育士の資格を持っておられて在宅におられると
いう方はそれなりにおられるというのは聞いておりますけれども、やは
りそういう方でも、1日働くのが難しい、あるいは午後働くのが難しい
ということで、正直断られたケースも何件かございます。

また、そういう保育士確保のためにですね、その保育士あるいは幼稚
園教諭の養成をされている学校等にもですね、照会をかける中で、生徒
さんに斑鳩町で働く気はないかというようなことで各学校の就職課とい
いますか、そういうところをお願いをして生徒さんにあたっていただい
ているのも、毎年やっているところでございます。

そういった中で、確かに人数で児童が1人ふえたことで保育士が足ら
なくなるということでその児童を待ってもらおうということはできるだけ
避けたい。もちろんあれです、保育士の配置基準だけではなくて面積基
準がありますから、クラスというか学齢によってはですね、その面積基
準でどうしてもその保育園をお断りしなければならないというケースは
ございます。保育士が足りないということで待機児童が出るということ
については私どもも避けたいので、それにつきましてはいろいろなルー

トを使ってですね、保育士の確保に努めておりまして、年度途中でも、まあ臨時職員ではありますけれども、年度途中で職員の採用には随時行っているところがございます。

ただ、やはり中には、先ほど町長の説明にもありましたように、なかなか、一旦勤められてもすぐに退職されるというようなケースもありますので、まあ言葉は悪いですけどもいたちごっこと言いますか、いろいろもうぎりぎりのところで今のところ何とか確保しているというような状況が現在の状況でございます。

委員長

そうですね。それで結局は保育士の確保も非常に難しい。あわも、未満児さんの保育の数でいえば可能であっても、面積的にね、可能であっても保育士の確保が難しい。それで、あわなんかは逆にもう面積的にね、いっぱいなんじゃないかと。1歳児、2歳児なんかもう39とか38ですものね。すごい数ですからね。ですから工夫をして、真ん中で仕切りを設けて一応2つのグループに分けて見ているというようなね、そういうやり方もなさっているんだろうと思いますが。

本当にこれは嬉しい悲鳴なんですよ。皆少子化になってきている中で、斑鳩町は子育て支援を一生懸命頑張っていたいてふえてきているという。でも、副町長のお答えにもあったように、これからもこれを維持していくんだと、子どもさんどんどん斑鳩町で育ててもらおうんだという町のそういう方針っていうものも持っていたいているし、私たちもそういう声をあげさせていただいている中で、この陳情書については十分に検討していきたいと私も思って委員会の運営にあたらせていただいておりますが、ただいまから、委員皆さんのこの陳情に対するご意見をお尋ねをしてみたいと思います。

どうもこの項目につきましてね、2つ陳情項目がございます。この項目について、1つずつお尋ねをしていきたいなというふうに思っておりますが、よろしいございますか。

(「結構です。」と呼ぶ者あり)

委員長

そうしましたら、この陳情書には2点書かれております。

町内に保育所をもう1つふやすことってというのが1点目です。

まあ、下に※印で注意書きが添えられておりますが、「保育所を増やすことについては、財政が大変な中、工夫が必要だと思いますが、民間の活用なども含めてご検討いただき、子育て新計画に反映していただきますようお願いいたします」ということが注意書きでつけられております。こういう趣旨も踏まえていただきまして、1点目の陳情につきましては、どのように皆さんお考えになられますでしょうか。順番にご意見お尋ねしたいと思いますが。こちらからいって副委員長まで、こう回ろうか。

伴委員。

伴委員

1点目の「保育所をもう一つ増やすこと」という、この問題と申しますか、これについてですね、私自身は今、町長とかの答弁でも、まあ言うたら民間のそういういろいろな社会福祉法人とか学校法人等のやっぱり誘致というようなことを視野に入れて努力するとおっしゃっております。私はそれで、結局やっぱりなかなか町でやると、町立でやるというのはなかなか財政的なもの、またほかいろいろ諸問題が私はあると思いますので、そういう形で進めて今後ともいっていただければと思います。

そして、私の思いなんですけど、議論を聞いていて、在宅で、家で、まあ言えば保育される、そういう声なき声、ここに出てこない声なき声というものに非常に今後、同居される世帯であったりいろいろそういうところにもこう目を届くようにしていただきたいなと、私自身はそういうような。

まあ確かにこれ、今、保育園の問題ですけど、やっぱりできればお母さんと一緒に、特に小さい赤ちゃんのときなんかはできるだけそういうような思いがありますので、そういうところに何かこう手を差し伸べられるような、しやすいような何かそういうことを考えていただきたいなと思います。以上です。

委員長 続きます、小林委員。

小林委員 1点目の件ですけれども、やはり委員皆さまがおっしゃるように民間の活用なども検討して、それで町長のほうもそういうようにご答弁していただきましたので、1点目については町のほうも努力していくということなので、ある意味この1つ目に対しては達成というか、今後の検討課題というふうにしていくという前向きな検討いただきましたので、趣旨採択というかそういう感じになるのかなというふうに私は思います。

委員長 飯高委員。

飯高委員 既に各委員からおっしゃられたように、やはり町長も施政方針の中においても子育て、また、子ども子育て支援計画の策定の中で、こういったサービスについて、民間保育、また認定子ども園も視野に入れながらですね、企業による保育の設置など含めていろいろこう、今後将来において保育の設置を考えていかなきゃならないということをもた言われていますので。また、現状の保育の状況としても、確かに先ほどもありましたように、将来においては当然考えていかなければならないということで方向性はきっちり決められておりますので、これに対してはまたよろしく願いいたします。

委員長 次、宮崎委員。

宮崎委員 私も皆さんと同じで、町のほうもまあ検討していただいているということで、民間その他いろいろあたっていただいて、保育士さんの確保なかなか難しい中ですので、努力していただくということで。その辺で私も賛成ということでよろしく願いします。

委員長 辻委員

辻委員

ふやすということは基本的には町長も施政方針で言われていますので、そのへんはよろしいです。

ただちょっと気になるのが、この陳情書には、署名集めされたときにはこの下の文章が、※が書いていないということの中で、ちょっと気になることもありますけども。その辺はきっちり町長の施政方針で言われている民間誘致という言葉をやっぱり強調しながらしてもらおうということ。私は、署名された方が、ただ町の保育所をもう一つふやすことになったらやっぱり町でふやすという趣旨のとらまえ方をされるという内容もありますので、その辺をきっちりやっぱり。陳情書には書いていますけども、署名集めされたところには書いていないということもありますので、その辺やっぱりきっちりある程度意見を述べながら。ふやすことについてはいいと思います。どうなるのかな、この。町長の施政方針の中で。

委員長

暫時休憩します。

(午前 11 時 17 分 休憩)

(午前 11 時 21 分 再開)

委員長

再開いたします。 辻委員。

辻委員

皆さん言われるように、この1点目については趣旨的に採択させていただくということで。

委員長

わかりました。

そうしたら、一応町長の考え方も委員会のほうにも示されましたし、具体的に26年度中になんとかそういう私立のところとの交渉など進めていきたいというふうに町長のほうもおっしゃっておられましたので、この1項目目についてはなんとかそういう方向で進めていただきたい。そして陳情者の1項目目については趣旨を採択するという、そう

いう形でもよろしいございますね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長

そうしたら、2項目目になります。

いろいろ委員会中にもお話がございました保育士の配置割合の問題ですが、1歳児について、以前のように保育士1人に対して子ども5人に、1歳児については以前のように戻してほしいという陳情でございますが、これについて、またお一人ずつお尋ねしたいと思います。 伴委員。

伴委員

これに関しては、私は、5対1に戻すということに対しては非常に難しいと、こういうように思っております。やはり町としては、4歳、5歳、やっぱりそういうところで複数担任制ということもとっておられますし、精一杯のところでの保育士の確保、努力をされているという現状を見まして、なかなか難しいんじゃないかというように思います。以上です。

委員長

続いてそうしたら、小林委員。

小林委員

私も2点目の件について、5対1のような件については難しいというふうに思っております。なぜならばですね、昔からやっぱり待機児童の相談、やっぱり各議員さんにある中でですね、担当課とお話をするとなら、担当課の課長さんによく以前、そんなん言うんやったら保育士確保してきてくださいよってよく怒られたことがあるんですけども、それほどやっぱり現場としてはなかなか厳しいんだなというのがわかっていますのでね。

それと、その5対1、6対1っていうのがですね、本当に果たして正しいのかってわからない中でですね、やっぱり保育所のほうで多めに配置していただいているということですので、そういう方々に対して臨機応変に対応していただくっていうのが、やっぱりいろいろな世代に対し

てもやっぱり、そっちのほうがいいのかなというふうに私は個人的には
思いますので、この5対1という件に関してはですね、ちょっと反対を
させていただきます。

委員長 続いて飯高委員、ご意見をお聞かせください。

飯高委員 2番目の、1歳児の保育士配置割合を以前のように5対1に戻してほ
しいということで、先ほども理事者のほうからお聞きして、その経緯、
以前は5対1であった、補助があったということで譲歩していただいて
そういう形になった経過があって、理解はいたします。それと、やはり
今現在国においては6対1ということで、ほとんどの自治体においては
そういう形での流れはされていると思います。しかしながら、各自治体
によっては、で決められるという範囲もございますので、それはそれで
状況に応じて決められているんだなということで認識はしているんです
けども。

先ほども各クラスによってはやはり複数担任制を導入をされていて、
保育の全体に対してのことを考えられてこういう配置割合を決められて
いるということで。先ほども私、申しあげましたように、やっぱり今後
将来においていろいろな不足に対しては当然保育に欠けないような施策
を充実していかなければならないということでそれはまた考えられてお
りますし、また、そういう状況にあっては当然考えていかなければなら
ないということも町長も考えておられます。

私としては、充実された中においてやられておるということで、今後、
今の、町長申されました6対1の方針ということで、そういうふうに町
長の方針どおりということで私も考えております。

委員長 そうしたら、宮崎委員。

宮崎委員 私もまあ、私、先ほど質問させていただいた、6対1になったから何
かあったのかということは聞いたんですけど、答えは返ってこなかった

んですけど、まあ順調にやっておられるということで、私も別に5対1に戻す必要はないのかなと思います。

それでいろいろな問題が起きているのでしたらそれはそれで戻さなめかんかなと思いますが、今のところ順調にやっておられるということで、平成10年ですか、からやっておられるということで、別に問題ないんじゃないかなと、私も思いますけど。

委員長 辻委員。

辻委員 皆さんの意見と同様ですけども、一応町としてもやっぱり複数担任制を設けるなど一定の努力はされていまして、保育園にかなり気を使っているということで、今回の2点目については反対ということでさせていただきます。

委員長 わかりました。

委員皆さまのご意見を聞く中では、陳情書の2項目目についてはどうもきちっと1対5っていうふうに戻すっていうことにつきましては、どうも賛成できないというようなご意見だったかなというふうには、これは難しいだろうというご意見というふうには判断をさせていただきました。

そうしましたらですね、1項目目については趣旨を採択する、2項目目については、この陳情の趣旨については不採択という形をとるということに決定させていただいてよろしいございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 ただですね、これから子ども・子育て支援の計画策定の委員会が始まっていくとは思いますが、また、子育ての環境の中では、発達に障害があったりちょっと発達に心配のあるような状況など、そういう場合の子どもさんなど受け入れるときに、最初わからなくても預かってからもちょっと大変な状況があるとか、まあいろいろなことが子どもさんの取り巻

く状況の中ではいろいろなケースがあると思いますが、またそういうことも含めましてですね、担任の配置っていうことについては十分この計画を策定していく中で、こういう陳情もあったし、子どもさんのためにどうことができるのかというのはその策定委員会の委員さんのご意見も十分聞いていただいてね、また計画策定していただきたいということは、ちょっとお願いだけしておきたいと思います。

そうしましたら、この、本陳情につきましては、当委員会として部分的な採択をさせていただくということで。

それでは、この陳情第1号については、当委員会といたしまして部分的な趣旨採択をさせていただくということでよろしいございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長

では、満場一致で部分的な趣旨採択という形で。

休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時30分 再開)

委員長

再開いたします。

それでは、陳情第1号につきましては、当委員会で満場一致で1項目目については趣旨採択をさせていただく。2項目目については不採択という形で部分的な趣旨採択となりました。

それでご異議ございませんですか。

(異議なし)

委員長

そうしたらそういう形での報告ということになります。

それでは続きまして、陳情第2号に移らせていただきます。手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書についてを議題とさせてい

たきます。

この陳情書の提出の状況について、事務局長の説明を求めます。

藤原議会事務局長。

議会事務 それでは、陳情第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求め
局長 る陳情書についてご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務 2枚目の要旨をご覧ください。要旨でございますが、手話が音声言語
局長 と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を
身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普
及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」
を制定することを求める意見書の提出を要望されているものでございま
す。

以下、理由の朗読につきましては省略をさせていただきます。

なお、本陳情書とともに、意見書のひな型と全日本ろうあ連盟作成の
資料をあわせて提出されておりますので、本日、委員会資料として配布
をいたしておりますので、あわせてご参照いただければと思います。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

委員長 ただいま局長のほうからの説明が終わりましたので、委員皆さんのご
意見をお受けいたします。何かございませんか。

障害者に関わるような問題での質問であれば担当課のほうに質疑とい
う形も可能かと思いますが。 辻委員。

辻委員 この陳情書については別に反対も何もありません。当然やっぱりこうや
っていくんやと思てますけども、このことによって担当課としてどうい
う準備しておかなとかそんな。まあ今までは保育所とか幼稚園で歌を歌

うとき手話で交えて合唱もされていますし、それはええことやけど、ほかにまたこういった、いろいろなまあ手法というのが考えられるのかな。担当課としてどのようなことをやっぱり心がけていかなんかなというの。その辺ちょっと、わかる範囲で結構ですけども。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 例えば福祉サービスなどにおいて何か変化があるかということになると、そうないものと考えております。ただ、例えば、こういう法律ができることで手話が言語だという認識を国民の方ですね、広く知っていけば、例えば英会話と同じように手話というのが一つのコミュニケーションのツールとして広まっていくでしょうし、あるいは、例えば今であれば手話の、手話に関する本が本屋さんでは福祉分野に置かれておりますけれども、それが言語というところに置かれるかもしれない。そういうふうに、もう手話が言葉であるということを広く国民の方に認識していただくというものだろうというふうに考えております。

辻委員 この意見書について、ほかの委員さんもいろいろ考えあると思いますけども、私は意見書をやっぱり採択していただきたいということを思っています。

それと、さらに今後、やっぱりいろいろな子どもさんの時代から、幼稚園とか保育所でも手話交えながら歌うとてるの、なかなかわかってええことやと思います。こういうのもやっぱり何かの機会に広めていただくということも一つかな。まあ、町の施策でもいろいろな、手話通訳の鳩の会とかいろいろな方の応援を得ながら会議とかもしていただいていますけども、私ももっと手話さんの見ながらやっぱりこう会議も傍聴していきたいということも考えながら、やっぱりここは大事にしていきたいということを思っています。以上です。

委員長 ほかに、委員皆さままで質疑またはご意見ございますでしょうか。

飯高委員。

飯高委員

この意見書の中でもいろいろと書いているんですけど、この、手話は言語であるということ強く主張をされております。そのとおりだなと思います。大切なのは、ちゃんとその相手方にコミュニケーションが取れるようにしていくことの流れが大切であると思います。

国においては、これ、経緯を見ますと、いろいろと障害者権利条約から改正の障害者基本法ということで、だんだんだんだんこう認識されていくんですけども、やはり最終的には地域で聾者の方がやっぱりこういう活動をされている。また、町民の皆さまが認識をしていただくということが非常に大事になってくるかなと思います。

また、教育の面においてもいろいろとここには明記もされております。やっぱり今後、町としてもですね、こういった流れの中でですね、手話は言語であるということ、やっぱり町民さんに強く認識していただくことが、これがもう大事かなと思います。まあ当然そういう形での施策もやっていただいていると思うんですけども、なおかつこのたびこういった意見書が制定を求められているという現状の中であって、本当に不利益をこうむるようなことがあってはいけないということはそうやって思うわけなんですけども、今後とも、これ、制定に向けてね、やっぱり議会としても町としてもやっぱり推し進めていく方向でお願いしておきたいなと思います。

まあ当然これについては採択の方向でお願いしたいと思います。

委員長

ほかに。 伴委員。

伴委員

今、各委員の方々からご意見あって、私もこれに関してはやっぱりやっていかなあかんことやと。極端に言えば、いまさらながらというような思いを持ってこれを目を通させていただきました。

やはり私思いますけど、外出されるときに、公共交通機関、鉄道、飛行機の中でも、やはりそれで情報の伝達がなかなかやっぱりこう難しい、

そのような部分というのが今までであったので、今後、こういう形で法律になって、駅員さんとかまた乗務員の方がそういう形で説明していただけるような世の中になればいいなと思いながらこれを読ませていただきました。賛成です。

委員長 まだご発言いただいていない委員さんからもご意見聞きたいと思いますが、いかがでしょう。 小林委員。

小林委員 いろいろ陳情書とか読ませていただきまして、趣旨とか理由とか参考の資料とか読ませていただいて、ぜひ賛同させていただきたいなと思います。

斑鳩町でもこれを期にですね、手話の理解が深まればよりいいなとは思いますが、理事者側にちょっと一つ教えていただきたいのがですね、これ採択して国のほうに送りますけれども、町内でというか斑鳩町でできることってというのは何かないのかなと思ひましてね。

担当課としては聾啞の方々ともいろいろお話しされると思いますので、そういう方々にとって地域における手話の使いやすい環境における要望とかあるのなら、参考に教えていただきたいと思ひます。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活
部長 これまでも聴覚障害者の方に対しますコミュニケーションに対する支援というのは図ってきてまいりました。私ども、福祉課の窓口には1人、常勤で手話通訳士を配置しておりますし、また、生き生きプラザのほうにも非常勤でありますけれども配置をさせていただいています。さらに、手話奉仕員の養成講座等も毎年開催させていただいております。なかなか手話奉仕員講座につきましては参加者が少し少なくなりつつあるという現状ではございますけれども、これらの施策については引き続きやっていきたいと思ひますし、先ほど委員のほうからもありましたが、保育所やあるいは学校等でこういう手話の体験することで、手話あるいは聴

覚障害者の方に理解を進めるということについては一層進めてまいりたいと考えております。

委員長 よろしいですか。あと、宮崎委員。

宮崎委員 私はまあ、賛成で。以上です。

委員長 よろしいですか。
暫時休憩します。

(午前11時41分 休憩)

(午前11時42分 再開)

委員長 再開いたします。

ただいま全委員、お一人ずつにご意見をお尋ねしましたところ、これについては、陳情の趣旨についてはもう採択をし、そして委員会としても意見書を提出していく方向でいけばいいというふうに委員皆さまがご判断していただいているというふうに思いましたが、それでよろしいございますか。

(異議なし)

委員長 そうしたら、暫時休憩いたします。

(午前11時42分 休憩)

(午前11時47分 再開)

委員長 再開いたします。

ただいま皆さまのお手元にお配りをさせていただきました意見書の文章をもちまして、議会最終日に委員会として意見書の提案をしていき

いと思います。よろしいございますか。

(異議なし)

委員長 それでは、この陳情書につきましては採択をさせていただき、当委員会としての委員会提案として意見書を本会議のほうへ提出するというところで終わらせていただきます。

では、続きまして。

付託議案につきましては終了いたしました。

続きまして、2番目の継続審査についてを議題といたします。理事者のほうから報告があればお受けいたします。 栗本環境対策課長。

環境対策 継続審査案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関する
課長 することについてであります。去る1月14日に稼動を開始をいたしましたごみ積替え施設につきましては、前回の委員会でご報告申しあげました以降も順調に積替え作業が行われているところであります。

また、その他の事項につきましても、特段ご説明、ご報告申しあげる内容はなく、順調にごみ減量化・資源化の推進が図られているところであります。

以上で、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 ご苦労さまです。

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

小林委員。

小林委員 斑鳩町のバイオマスタウン構想についてなんですけれども、まあ平成25年度で計画は終わるといえるのか、取り組みの工程表が終わっているんですけれども、今後の取り組みについてですね。あと、なかなかいい事

業も、いい事業というか面白そうな事業もあるんですけども、まあ斑鳩町の財政規模でやりにくいのかもしれませんが、どういうふう
に考えておられるのか。今後の工程についてお聞かせいただきたいと思
います。

環境対策
課長 現在、バイオマスタウン構想に基づきまして生ごみの分別収集のモデ
ル事業、これにつきましては今年度3, 500世帯から平成26年度で
は5, 000世帯の目標に取り組んでいるところであります。また、枝
葉・草類につきましても、分別収集に取り組んできているところであり
ます。今後ですね、し尿処理につきまして、し尿処理施設の更新時には、
メタン発酵の施設も視野に入れながら研究をしていくこととしていると
ころであります。

委員長 よろしいですか。ほかに、何かお尋ねになりたいことなどございま
すか。ございませんか。

(な し)

委員長 ほかにないようですので、以上で継続審査については終わらせていた
だきます。

次に、3点目、各課報告事項についてを議題といたします。

1につきましてはもう既に終わっておりますので、2つ目に書かれて
おります後期高齢者医療保険料の改定について、理事者の報告を求めま
す。 寺田国保医療課長。

国保医療
課長 それでは、各課報告事項の2番目の後期高齢者医療保険料の改定につ
いてご報告をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料につきましては、おおむね2年ごとに財政の均
衡が保たれるよう設定されることとなっております。去る2月21日
に開催をされました奈良県後期高齢者医療広域連合議会におきまして、

平成26、27年度の保険料が決定をされております。

平成26、27年度の保険料率につきましては、所得割額で現行の8.1%から8.57%に、そして均等割額が現行の44,200円から44,700円に改正をするというものでございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりました。質疑、ご意見などがありましたらお受けいたします。よろしいございますか。特にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして、議案第3号の平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について、当委員会所管に関することについての報告をしていただけるということですので、理事者の報告を求めます。本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項、議案第3号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきまして、一般会計補正予算のうち住民生活部の所管に関するものにつきまして、私のほうよりご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

歳入予算の第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金でございます。

初めに、障害福祉費負担金でございますが、本負担金につきましては、先の補正予算、第7号におきまして、障害児福祉サービス給付費が当初見込みを上回りますことから56万8千円の増額補正を既にさせていただいておるところでございます。今回、更にそのときの見込みを上回る利用が見込まれますことから、歳出予算の増額補正に対する障害児施設措置費(給付費等)負担金316万2千円の増額補正についてお願いをするものでございます。

また、保険基盤安定負担金では、国民健康保険保険基盤安定負担金に

つきまして交付決定がされましたことから14万1千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、その下の第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金の障害福祉費補助金でございます。障害者総合支援法の一部改正によりまして本年4月から障害程度区分が障害支援区分に改められ、認定調査項目の見直し等が行われることに伴いまして必要となりますシステムの改修費用に対する補助金として26万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

10ページにお移りいただきたいと思っております。

続きまして、第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金でございます。国庫負担金と同様の理由によりまして、障害福祉費負担金で障害児施設措置費（給付費等）負担金158万1千円の増額補正、保険基盤安定負担金では、国民健康保険保険基盤安定負担金209万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、その下の第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金の第12節福祉費寄附金では、ふるさと納税としてご寄附をいただきましたことから106万5千円の増額補正をお願いするものでございます。この寄附金につきましては、寄附者のご意向に沿いまして、福祉基金に積立てをさせていただきますとともに、地域子育て支援センターの運営事業への充当をお願いしているところでございます。

続いて、12ページにお移りいただけますでしょうか。

歳出予算でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費でございます。

初めに、第1目社会福祉総務費では、積立金で、福祉費寄附金をいただいた寄附金102万円を福祉基金に積み立てるための増額補正を、また、繰出金では、国民健康保険事業に係る保険基盤安定繰出金等の確定によりまして418万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第8目障害福祉費でございます。歳入予算のところでご説明申しあげました理由によりまして、委託料で、障害者支援システムの変更

業務委託料として52万5千円の増額補正を、また、13ページにお移りいただきまして、扶助費では、障害児福祉サービス給付費632万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第10目介護保険事業繰出金では、4月からの消費税率の引上げに伴う介護報酬の改定等に伴いまして介護保険システムの改修が必要となりますことから、介護保険事業特別会計への事務費繰出金として22万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、その下の第2款民生費、第2項児童福祉費でございます。

まず、第1目児童福祉総務費で、福祉費寄附金にいただきました寄附金4万5千円の充当をお願いしております。

最後に、第3目学童保育運営費では、西学童保育室別棟建替工事につきまして実施設計を行いましたところ、資材費や作業員の人件費等の高騰等の理由によりまして今年度内での執行が困難となりましたことから、その工事請負費500万円の減額補正をお願いするものでございます。

工事につきましては、平成26年度予算において改めて750万円を計上させていただきまして、新年度において行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解の程よろしく願いいたします。

以上、議案第3号 平成25年度 斑鳩町一般会計補正予算（第8号）のうち住民生活部の所管に関するものの説明とさせていただきます。よろしく願い申しあげます。

委員長

ご苦労さまです。

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。何かございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長

ないようですので、ここに書かれている以外、ほかに理事者のほうから報告しておくことがございませんでしょうか。 寺田国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、国保医療課から2件の報告とお願いがございます。

まず1つ目は、国民健康保険の課税限度額の改正についてでございます。

国民健康保険税の賦課限度額につきましては、後期高齢者支援金で現行の14万円から16万円に、そして介護分で現行の12万円から14万円にそれぞれ2万円引き上げられる予定でございます。医療分の51万円については変更はございません。これによりまして、最高額が現行の77万円から81万円となります。

そして2つ目は、低所得者に対する保険税軽減の拡大についてでございます。

低所得者に対する保険税軽減といたしましては、均等割額と平等割額の軽減措置が講じられておりますけれども、その軽減対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。これは、2割軽減と5割軽減の引上げを上げるというものでございます。

この課税限度額の改正および低所得者に対します保険税軽減の拡大につきましては、平成26年4月1日から適用予定となっておりますけれども、斑鳩町国民健康保険税条例の改正が必要となっておりますが、地方税法施行令の改正を待つ必要がございますので、例年、この地方税法の施行令の改正が3月末に行われておりまして、3月議会では追加工程は困難かと考えております。そうした場合には専決処分での対応を考えておりますので、委員皆さま方には、あらかじめこの旨をご報告を申しあげますとともに、専決処分を行った場合、その後の議会で承認をお願いすることになりますので、その節は何とぞよろしくをお願いいたします。以上でございます。

委員長

はい、ご苦労さまです。

ただいま報告のありました国民健康保険税の賦課限度額の変更について並びに低所得者対策の軽減の問題について、何か質疑はございますか。よろしいございますか。

(な し)

委員長 ないようです。引き続き、ございますか。 本庄福祉課長。

福祉課長 福祉課のほうより1点、ご報告がございます。

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に関することについてでございます。

先の一般質問におきましても一定のご答弁をさせていただきましたところではございますが、改めまして給付金の概要、現時点の状況等についてご報告申し上げます。

両給付金につきましては、本年4月からの消費税率の引上げに伴い、低所得者の方や子育て世帯への影響を緩和するために暫定的・臨時的な給付措置を行うというものでございます。

それでは、両給付金の概要についてご説明いたします。

初めに、臨時福祉給付金でございます。

臨時福祉給付金は、昨年10月1日に消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応についてが閣議決定され、その中で、消費税率の引上げに際し低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として簡素な給付措置を行うこととされたもので、また、12月5日には好循環実現のための経済対策が閣議決定され、この簡素な給付金の名称として臨時福祉給付金を使用することとされたものでございます。

支給対象者は、平成26年度分の市町村民税均等割が課税されない、いわゆる非課税の方が対象となっており、ただし、ご自身を扶養されている方が課税される場合や生活保護の被保護者となっている場合等は対象外とされているものでございます。

次に、支給額でございます。支給額は、支給対象者1人につき1万円で、また、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族年金等を受給されている方や、児童扶養手当、特別障害者手当等を受給されている方等につきましては、5千円が加算されることとなっております。

次に、申請先でございます。基準日である平成26年、本年1月1日において住民登録をされている市町村となっておりますのでございます。

続きまして、子育て世帯臨時特例給付金の概要でございます。

子育て世帯臨時特例給付金は、昨年12月5日に閣議決定されました好循環実現のための経済対策の中において、消費税の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うこととされたものでございます。

支給対象者は、基準日である平成26年、本年1月1日における特例給付を含む平成26年1月分の児童手当の受給者であって、平成25年中の所得が児童手当の所得制限に満たない者となっております。

対象となる児童は、平成26年1月分の特例給付を含む児童手当の対象となる児童で、ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童、また、生活保護の被保護者となっている児童等は除かれるものとなっております。

給付額は、対象児童1人につき1万円、申請先は、基準日である平成26年1月1日時点の住所地の市町村となっております。

続いて、実施主体等でございます。

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金とも、実施主体は市町村で、事務費を含む給付事業に要する経費につきましては、国から全額補助金が交付されることとなっております。

次に、給付事業の実施スケジュールでございます。

両給付金とも申請の受付開始日は各市町村で定めることとされておりまして、申請期限は原則として申請の受付開始日から3か月、最長で6か月となっております。また、2つの給付金につきまして同時期の申請期間を定めることとなっております。

続きまして、本町の対応についてでございます。

現時点におきましても、随時、事業の実施に関する様々な情報が国から提供されておりまして、現段階では、具体的な実施の方法あるいはスケジュールについては検討中の状況となっております。しかしながら、

臨時福祉給付金の給付対象者の要件といたしまして市町村民税が非課税であること、これがひとつの要件となっておりますことから、市町村民税の普通徴収の課税決定時期の6月以降を目安として申請の受付を行ってまいりたいと、このように考えております。

また、4月17日には県におきまして臨時福祉給付金の担当者会議も予定されており、具体的な実施方法あるいは実施スケジュールにつきましては県内市町村の動向等の情報も収集しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、周知の方法でございます。

町広報紙やホームページ等による周知のほか、臨時福祉給付金につきましては、その支給対象者になると思われる市町村民税の非課税者の方に、税務担当課から給付金の申請書等を同封した非課税通知書を送付する案が国から示されているところでございます。このことから、既に税務課との連携・協力等に関する協議も進めております。3月20日には、電算会社による本給付金のシステムに関する説明会も開催される予定となっております。福祉課担当職員とともに税務課の職員も参加する予定となっているところでございます。

また、子育て世帯臨時特例給付金につきましても、児童手当の現況届案内通知と同時に申請書を送付させていただくなど、両給付金とも対象となる方により効果的な方法でお知らせができますよう、その方策を引き続き検討してまいりたいと考えております。

最後に、予算の関係でございます。

ただいまご説明申しあげましたとおり、現時点では、給付事業の詳細な実施方法等は検討中でありまして、今後、その内容等が固まりましたら、補正予算で対応してまいりたいと考えておるところでございます。この給付事業の実施に要する経費は全額国が補助金を交付することとなっておりますので、補正予算につきましては専決処分をさせていただき、その後の議会において報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、国では簡素な給付金とも言われておりましたけれども、その内

容は非常に煩雑となっております、現時点では国からの情報提供も含め、未確定な部分もございます。町といたしましては、税務課を初め関係課等とも連携・協力しながら、対象となる方への支給事業が円滑に実施できますよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほう、よろしくお願い申し上げます。

以上、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に関する報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 はい、ご苦労さまです。

ただいま報告のありましたことについて、何かお尋ねになりたいことはございますか。ございませんか。

(な し)

委員長 すみません。ちょっと、予定の対象者数、大体の対象者数だけ聞かせておいてください。 本庄福祉課長。

福祉課長 現時点で把握といたしますか、思っております予定者数でございます。まず、臨時福祉給付金のほうが対象者数約6,000人、うち3,000人の方が、先ほどご説明申しあげました加算対象者の方がうち3,000人おられるというふうに見込んでいるところでございます。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、対象の児童数、お子さんの数でございますけれども、約3,900人で、受給者数単位で申しあげますと約2,000人程度を今現在見込んでおるところでございます。よろしくお願い致します。

委員長 ほんまに大変な事務になりそうなので、ちょっと十分ね、ほかの仕事もあるかと思いますが、そこら辺は状況を見て、スムーズにね、事務がいくように進めてください。

よろしいですか、ほか。

(な し)

委員長 ないようですので、もうそのほかには報告事項、ございませんね。

(な し)

委員長 そうしたら、以上、各課報告事項については終わらせていただきます。
続きまして、4番目として、その他につきまして、各委員より質疑などがあればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 小林委員。

小林委員 安心・安全のたつた保育所の運営についてなんですけどもね、先般委員長のほうから送迎に関しての安全対策という要望がいろいろありまして、町長のほうからも答弁いただきまして、理事者側のほうで安全確保のために努力しているっていうことは承知しているんですけどもね。私もいろいろと、最近通る機会がふえましたのであの前を通らせていただいて、やっぱり前から危ないなと思っていたんですけどもね。

それで、本日まあ、陳情書の件で送迎の関係、あわ保育所も出ていましたし、たつたも出ていましたんでね。町長の中でも安全・安心の保育所運営ということでお話しされていましてのでね。保育士の確保が難しい中で、送迎していただく方が保育士さんに誘導案内、ガードマン的なことを保育所の方にさせていただくっていうのが、町のやろうとしていることとちょっと違うのかなというふうに思います。やっぱりせっかくなっていたいただいた保育士の方には全力で子どもに向けて頑張っていたきたいなと思いますのでね、そういう中でやっぱりちょっとガードマンというか誘導案内をする、すごく神経の疲れる仕事だと思いますのでね、そういうことも含めてやっぱりよい保育士の職場の環境の改善というかそういうことも含めまして、ぜひ一度、理事者側のほうで検討していただきたいなというふうに、要望だけさせていただきます。

委員長

要望でよろしいですか。

ほかに何か、その他について委員さんのほうでございますか。特にございませんでしょうか。よろしいございますか。

(な し)

委員長

では、ないようですので、それでは、継続審査案件につきましてお諮りをさせていただきます。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお願いいたします。

これをもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして町長のご挨拶をお受けしたいと思います。小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもちまして厚生常任委員会を閉会させていただきます。

す。どうも皆さま、ご苦労さまでございました。

(午後 0時15分 閉会)